

ガラスばりの市政を目指して

平成19年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

市政に関する情報を市民の皆さんに公開する「情報公開制度」と、市が保有する個人情報をもとに本人に対して開示することなどを定めた「個人情報保護制度」に基づき、平成19年度の運用状況を公表します。

●情報公開制度とは

誰もが市の保有情報を公開請求することができる制度です。請求された公文書等は、原則公開することとしています。

●個人情報保護制度とは

市民の皆さんの権利と利益を保護するため、市が保有する個人情報について、本人に限り、自分の情報を見たり誤りを正したりすることができるとする制度です。

運用状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）（ ）の数は、公文書不存在による内数です。

部局等	公文書の公開状況				個人情報の開示状況				審議会等の公開状況					
	公開請求等の件数				開示請求等の件数				会議の開催回数					
	公開	部分公開	非公開		開示	部分開示	不開示	取下げ	公開	部分公開	非公開	傍聴者数		
市長事務部局	52	12	34	6(5)	36	10	7	16(15)	3	85	72	2	11	50
議会	1		1											
教育委員会	5	2	3		1	1				30	26		4	30
選挙管理委員会										18	5	13		5
農業委員会					2		2			21	20		1	2
固定資産評価審査委員会	2	1	1		3	2	1			6			6	
計	60	15	39	6(5)	42	13	10	16(15)	3	160	123	15	22	87

行政資料コーナーのご案内

市の刊行物、予算書、市議会会議録などの資料をどなたでもご覧いただけます。「コピー（有料）もできます。」

また、公文書の公開請求や、個人情報の開示請求なども受付けています。お気軽にご利用ください。

●個人情報保護制度に関するQ&A

Q 自治会やサークル団体で名簿などを作るときに注意することはありますか？

A 通常、自治会やサークル団体は個人情報保護法という事業者の対象にはなりません。法の趣旨を踏まえた上で、それぞれ実情に合わせたルールを作りましょう。

① 収集する目的や理由をはっきりさせましょう。

② 利用方法のルールを決めましょう。

③ 管理方法のルールを決めましょう。

以上のことをきちんと説明して、同意を得た上で個人情報を提供してもらいましょう。



各種お知らせ

問い合わせ 本庁 総務法制課 情報公開係 ☎40-7022 FAX26-4821

「名前を貸して」にちよつと待った！
「名義貸し」は危険です。

名義貸しとは、クレジットの申込書や消費者金融の契約書に名前を貸すことです。友人、知人、セールスマンなど断りにくい関係にある人から「絶対に迷惑はかけない」「名前を借りるだけだから」などと言われ、安易に、または仕方なく承諾する場合がございます。

あなたが名義貸しを承諾して契約した場合には、契約当事者としてあなたに支払いの責任が生じます。あなた自身の借金であることをよく認識してください。どんなに頼まれても、はっきりと断る勇気を持ちましょう。内容を確かめずに、契約書類に名前を書いたり印鑑を押ししたりしてはいけません。



たす夫、たす夫。迷惑はかけないが。

名前を貸すだけ？
いいのわ？

問い合わせ
佐賀市消費者センター
(アイ・スクエアビル4階・駅前中央一丁目)
☎40-7087 (平日9時～16時)
FAX40-2050
※面談による相談をご希望の方は、事前にご予約ください。